

さ情審査答申第304号
令和7年10月7日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

令和7年3月10日付けで貴職から受けた、「南区支援課等の福祉に関する福祉事業全般 2023年からの福祉全般の関連する個人データの全資料（審査請求人分）及び特定事業所と関連した個人の全資料（個人データ全資料）、グループホームに関連した個人データの全資料（全 審査請求人分）（以下「本件対象保有個人情報」という。）」の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、令和6年9月25日付け南健支第3209号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法律」という。）第77条第1項に基づく本件対象保有個人情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、対象文書の全部を開示するよう求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書によるとおおむね以下のとおりである。

条例の適用を誤まっている為

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

1 本件処分内容及び理由

令和6年9月11日付けで、審査請求人より「南区支援課等の福祉に関する福祉事業全般 2023年からの福祉全般の関連する個人データの全資料（審査請求人分）及び特定事業所と関連した個人の全資料（個人データ全資料）、グループホームに関連した個人データの全資料（全審査請求人分）」について、保有個人情報開示請求書が提出された。

実施機関では、保有個人情報一部開示決定通知書において実施機関が特定した保有個人情報の名称に記載したとおり、開示請求に係る保有個人情報の名称又は内容として、「自立支援給付事務に係る資料」、「精神障害者手帳交付事務に係る資料」、「自立支援医療事務に係る資料」、「市町村審査会資料」、「電話対応記録」、「窓口対応記録」の文書を特定した。

特定した文書の一部である精神障害者保健福祉手帳用診断書については、カルテ番号、病名、初診年月日、発病から現在までの病歴及び治療の経過、内容、現在の病状、状態像等、生活能力の状態、現在の治療内容、「重度かつ継続」に関する意見、今後の治療方針、自立支援医療（精神通院）の重度かつ継続に係わる判定に関する部分が、開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報であると判断し、法律第78条第1項第1号に該当することを理由として一部開示決定を行った。医師の略歴、医師の印影に関する部分は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができる情報であると判断し、法律第78条第1項第2号に該当することを理由として一部開示決定を行った。

特定した文書の一部である医師意見書については、最終診察日、意見書作成回数、他科受診、傷病に関する意見、身体の状態に関する意見、行動及び精神等の状態に関する意見、特別な医療、サービスに関する意見、その他特記すべき事項に関する部分が、開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報であると判断し、法律第78条第1項第1号に該当することを理由として一部開示決定を行った。医師の印影に関する部分は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができる情報であると判断し、法律第78条第1項第2号に該当することを理由として一部開示決定を行った。

特定した文書の一部である共同生活住居に係わる契約家賃額証明書については、法人の代表者印に関する部分が、法人その他の団体に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであるため、法律第78条第1項第3号に該当することを理由として一部開示決定を行った。担当者の氏名に関する部分は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができる情報であると判断し、

法律第78条第1項第2号に該当することを理由として一部開示決定を行った。

特定した文書の一部であるモニタリング報告書については、担当者の印影に関する部分が、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができる情報であると判断し、法律第78条第1項第2号に該当することを理由として一部開示決定を行った。

特定した文書の一部である自立支援医療用診断書（精神通院医療用）については、カルテ番号、病名、初診年月日、発病から現在までの病歴及び治療の経過、内容、現在の病状、状態像等、現在の治療内容、今後の治療方針、自立支援医療（精神通院）の重度かつ継続に係わる判定に関する部分が、開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報であると判断し、法律第78条第1項第1号に該当することを理由として一部開示決定を行った。医師の印影に関する部分は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができる情報であると判断し、法律第78条第1項第2号に該当することを理由として一部開示決定を行った。

2 審査請求人の主張について

審査請求人は、「条例の適用を誤っている為、処分を取り消し、対象文書の全部を開示するよう求める。」と主張している。

実施機関では、上記1で述べたとおり、開示請求に係る保有個人情報の名称又は内容として、「自立支援給付事務に係る資料」、「精神障害者手帳交付事務に係る資料」、「自立支援医療事務に係る資料」、「市町村審査会資料」、「電話対応記録」、「窓口対応記録」の文書を特定した。特定した文書について、上記1で述べたとおり、法律に基づいて保有個人情報一部開示決定を行った。

第4 審査会の判断の理由

1 本件審査請求について

本件対象保有個人情報は、審査請求人が令和6年9月11日に開示請求を行った「南区支援課等の福祉に関する福祉事業全般 2023年からの福祉全般の関連する個人データの全資料（審査請求人分）及び特定事業所と関連した個人の全資料（個人データ全資料）、グループホームに関連した個人データの全資料（全 審査請求人分）」である。

実施機関は、複数の文書を特定し、一部開示決定を行った。

審査請求人は、本件処分を取り消し、対象文書の全部を開示するよう求めるものである。

2 本件処分の当否について

本件審査請求は、実施機関が特定した保有個人情報について、本件処分により不開示とされた情報の開示を求めるものである。以下に本件処分の内容を見分し、その当否について考察する。

実施機関が特定した保有個人情報は、「自立支援給付事務に係る資料」、「精神障害者手帳交付事務に係る資料」、「自立支援医療事務に係る資料」、「市町村審査会資料」、「電話対応記録」、「窓口対応記録」である。

特定した文書の一部である精神障害者保健福祉手帳用診断書については、カルテ番号、病名、初診年月日、発病から現在までの病歴及び治療の経過、内容、現在の病状、状態像等、生活能力の状態、現在の治療内容、「重度かつ継続」に関する意見、今後の治療方針、自立支援医療（精神通院）の重度かつ継続に係わる判定に関する部分が、開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報であり、実施機関が行った法律第78条第1項第1号に該当することを理由として一部開示決定を行ったことは妥当である。また、医師の略歴、医師の印影に関する部分は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができる情報であると判断し、実施機関が法律第78条第1項第2号に該当することを理由として一部開示決定を行ったことは妥当である。

特定した文書の一部である医師意見書については、最終診察日、意見書作成回数、他科受診、傷病に関する意見、身体の状態に関する意見、行動及び精神等の状態に関する意見、特別な医療、サービスに関する意見、その他特記すべき事項に関する部分が、開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報であり、実施機関が法律第78条第1項第1号に該当することを理由として一部開示決定を行ったことは妥当である。また、医師の印影に関する部分は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができる情報であると判断し、実施機関が法律第78条第1項第2号に該当することを理由として一部開示決定を行ったことは妥当である。

特定した文書の一部である共同生活住居に係わる契約家賃額証明書については、法人の代表者印に関する部分が、法人その他の団体に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであるため、実施機関が法律第78条第1項第3号に該当することを理由として一部開示決定を行ったことは妥当である。また、担当者の氏名に関する部分は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができる情報であると判断し、実施機関が法律第78条第1項第2号

に該当することを理由として一部開示決定を行ったことは妥当である。

特定した文書の一部であるモニタリング報告書については、担当者の印影に関する部分が、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができる情報であると判断し、実施機関が法律第78条第1項第2号に該当することを理由として一部開示決定を行ったことは妥当である。

特定した文書の一部である自立支援医療用診断書（精神通院医療用）については、カルテ番号、病名、初診年月日、発病から現在までの病歴及び治療の経過、内容、現在の病状、状態像等、現在の治療内容、今後の治療方針、自立支援医療（精神通院）の重度かつ継続に係わる判定に関する部分が、開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報であり、実施機関が法律第78条第1項第1号に該当することを理由として一部開示決定を行ったことは妥当である。また、医師の印影に関する部分は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができる情報であると判断し、実施機関が法律第78条第1項第2号に該当することを理由として一部開示決定を行ったことは妥当である。

- 3 以上の次第であるから、本件審査請求は理由がないので、当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	令和 7年 3月10日	諮問の受理（諮問第618号）
②	令和 7年 5月15日	審議
③	令和 7年 6月19日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	令和 7年 9月18日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職名	氏名	備考
会長	池上 純一	大学名誉教授
会長職務代理者	柴田 雅幸	行政経験者
委員	中澤 和美	弁護士
委員	水口 匠	弁護士
委員	龍 由紀子	弁護士

(五十音順)